



九族五服之圖并同姓
異姓親族覺書

73
6227



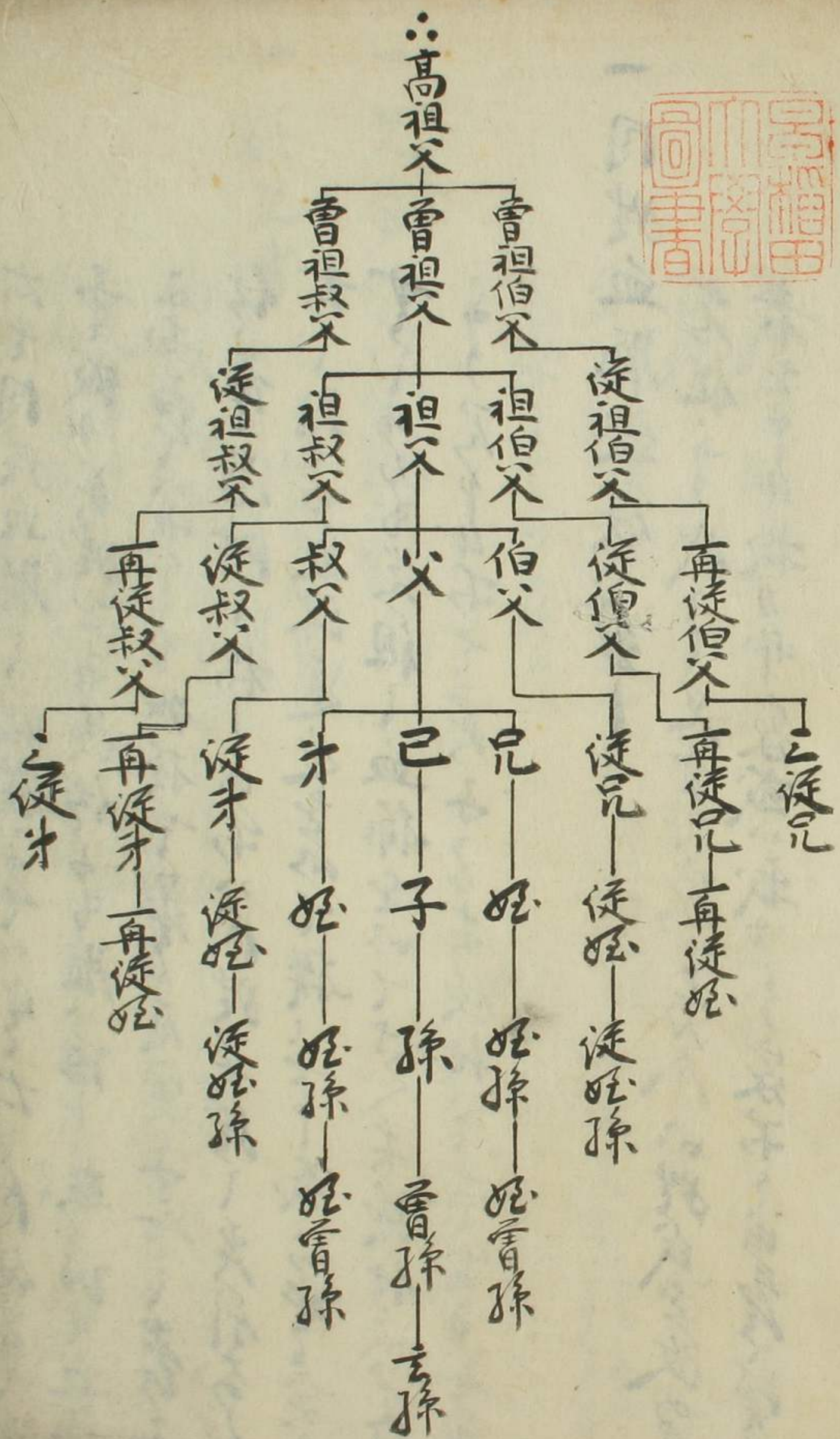
73
73
6227

九族五服之圖并同姓
異姓親族覺書



去
五味均平
藏





族譜

を後兄叔父の子を後父と申す父は兄弟の序に位は
兄弟の字を分ける中父の字

一 再従兄弟 正と曾祖父を同じく
作りの字を以て

ガホラガ 祖父の兄弟を以てして祖父の兄弟の序に
祖伯叔父 従ひ伯叔の字を分ける中父前を通る

あての字を是又通して中父何れも再従兄弟と申す
均分けて中父均れ祖父の兄弟の序に位は分ける中
父前を通る

一 三従兄弟 正と曾祖父を同じく
作りの字を以て

曾祖伯叔父 曾祖父の兄弟を以てして曾祖父の兄弟の序に
兄弟の字を分ける中父前を通る
曾孫を以てしては是又兄弟の字を分ける中父前を通る
通るは曾祖伯叔父の兄弟の序に位は分ける中父前を通る
何れも血縁貫通は九族の定むる祖父を二
に祖と作る友を祖父の子共を祖父の兄弟の序に
あり進ませる者なりと申すは曾祖伯叔父の兄弟の序に
位は分ける中父前を通る

右兄弟二方一代遠は伯叔父と申す一方二代
遠は曾祖伯叔父と申す一方三代遠は曾祖伯叔父
曾祖伯叔父の兄弟の序に位は分ける中父前を通る
一方二代遠は伯叔父と申す一方三代遠は曾祖伯叔父
曾祖伯叔父の兄弟の序に位は分ける中父前を通る

ラゲイトコライニゴ
叔父は姪孫と申すは、父の兄弟の二方三代遠と申すは、
肉子六世の孫、再延足男の一方二代遠、五世の八再延伯
叔父再延伯と申すは、再延足男の二方二代遠と申すは、
肉子の八世の孫

右の諸子申すは、同性血脈と申すは、父の兄弟の諸子と申すは、
右の右の肉子の孫の中、若くは、父の兄弟の肉子の孫、又姪孫
遠近親しく撰て之を、父の兄弟の肉子の孫、又姪孫、
介の遠族と申すは、何事にも同性血脈、肉子の撰て之を、父の兄弟

一 同性とて同性之事

先祖の子共他家へ諸子の姪孫、同性の家と申すは、

少の是を子孫皆同性と稱し、その友同性、親族、
格のついで、其実、同性血脈、親族、そのついで、介、
孫を以て、同性友親、そのついで、其人を以て、同性と稱
し、その血脈、若くは、親、同性、そのついで、その家、その自
性、格の肉子の近く、其実、遠、その格、その同性
の格、そのついで、其実、大、格、そのついで、その同性
同性血脈、その親族、そのついで、その遠、そのついで、その同性
性血脈、そのついで、その同性、そのついで、その同性、そのついで、
右の諸子申すは、同性血脈と申すは、父の兄弟の肉子の孫、又姪孫、
少の孫、其実、その同性血脈、其遠、そのついで、その同性、
其子孫、其子孫、右の孫、そのついで、その同性、そのついで、その同性、

一 外族之事

外族の先祖より代々増し子孫又ハ母方祖母より
親の所にも異姓の親族の類にツケ

我家の外孫

一 姉妹

己と父を同じく傳ふのころは皆姉妹の子ハ我父の外孫
てハ皆我父の子ハ彼を甥と云ふ彼方よりハ我を舅と云ふ
又ハ我父ハ中族に通ふよりして母ハ字ヲ附けしハ我父ハ
彼を介姓と云ふハ彼方ハ我を介伯父介叔父とも云ふ伯叔
姓に限りし中族ハ外族と云ふハ中族に通ふよりして介ハ字
附けしハ

一 従兄弟

己と祖父を同じく
傳ふのころは皆

伯叔姑

父ハ姉妹の子ハ皆通してハ皆伯叔姑
と云ふ中族とも云ふてハ皆伯叔姑と云ふ
ハ皆伯叔姑と云ふ伯叔母とも云ふ
ハ伯叔父ハ書名を云ふハ皆伯叔
姑と云ふ方名を云ふハ皆伯叔
父と配偶して各ハ皆伯叔父伯叔母
伯叔父ハ配偶して伯叔母と云ふハ
皆

一 再従兄弟

己と母祖父を同じく
傳ふのころは皆

祖伯叔姑

祖父ハ姉妹の子ハ皆
祖伯叔父ハ書名を云ふハ皆
祖伯叔姑と云ふ方名を云ふハ皆

祖とも云ふハ皆

一 三從兄弟已上之祖文を同一

曾祖伯叔姑曾祖父之姉妹を以て伯叔姑と稱す

右を何とも我家先祖より代々傳へて子孫ありて年長
子より子孫と曰然りて之を我家先祖より子孫ありて
之を何とも我家先祖より代々傳へて子孫ありて年長
實子世々傳へて者曰姓血孫と内より之を常と
異姓親族と内より撰りて之を定むるは異姓と内より
之先づは内より親疎遠近を撰りて之を定むるは

我家の対祖

一 母の父方并母の母方

一 祖母の父方并祖母の母方

一 曾祖母の父方

曾祖母の父祖は己より為すは即ち祖母の父友世々
祖の九族の父友曾祖母の母方は己より省略傳

右の如く異姓の親族より長兄より長兄の兄弟兄弟
より子孫を實子とて常子傳へて者曰姓血孫と内より之を
常と内より撰りて之を定むるは異姓と内より
一五代の彼家より即孫とて親とて之を定むるは
人より名を親とて之を定むるは我より家より即孫とて親疎遠近を
撰りて之を定むるは

有之數之序

一 嫁娶之事

妻方之好身之序子方之為之即族之序也我身之
為之即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也
之序子之序也即族之序也即族之序也即族之序也

一 他人之事

實子之序也即族之序也即族之序也即族之序也
也世之常也中緒也他人之序也即族之序也即族之序也
也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也

信報

即先代近也之序也即族之序也即族之序也即族之序也
他家中之序也即族之序也即族之序也即族之序也
之序也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也
中之序也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也
以之序也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也
也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也
也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也
也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也
也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也
也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也即族之序也

此一冊享保十三年所法度諸條目改訂、帝曰禮是禮
親族、及并者子撰、由定、領祥、及後、及後、及後、
所定、及後、及後、及後、及後、及後、及後、及後、
傳、及後、及後、及後、及後、及後、及後、及後、
所定、及後、及後、及後、及後、及後、及後、及後、
傳、及後、及後、及後、及後、及後、及後、及後、
所定、及後、及後、及後、及後、及後、及後、及後、
傳、及後、及後、及後、及後、及後、及後、及後、

享保十三年九月九日史監 長 星澤 順 謹書

于時嘉永五年壬子年六月字

在原之信

